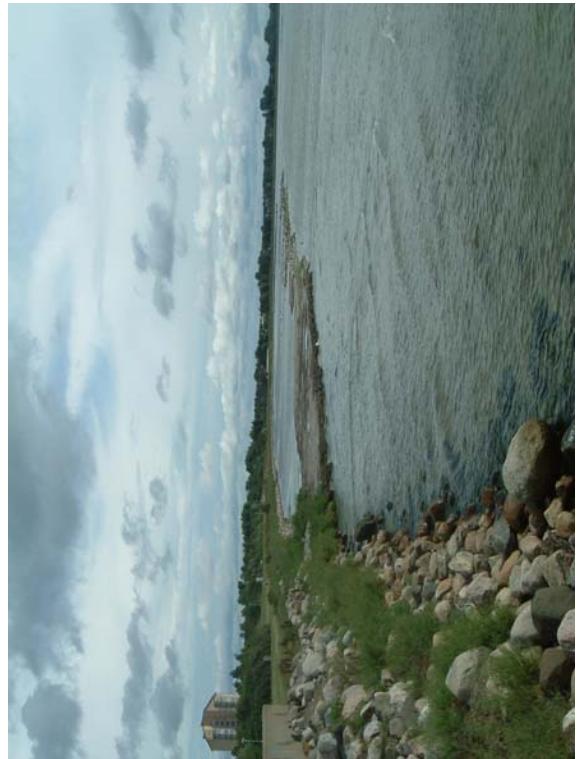


塩浜2丁目の護岸断面とバリエーションの委員提案結果（H18.10.2 免強会）

目標	視点	倉阪委員 (P.2)	清野委員 (P.3)	川口委員 (P.7)	後藤委員 (P.8)	市川市委員 (P.10)	竹川委員 (P.12)	佐野委員 (P.13)	富田委員 (P.14)
①防護	後背地の安全 確保		築山の高さ	胸壁	胸壁、マウンド	マウンド			マウンド
	周辺域の生態系の保全	エコトーン幅での面的防護の確保	粗朶の利用		潮間帯は緩傾斜にする		粗朶の利用	エコトーンの確保	
②環境					タイドプール 砂のつき易い構造(粗朶の利用)				
	周辺域との調和のとれた景観	植生を考慮した石積護岸	グリーンベルト	グリーンベルト	グリーンベルト	グリーンベルト	グリーンベルト	グリーンベルト	展望デッキ
③景観	人々と三番瀬のふれあいの確保	部分的に階段護岸(木材)	林を越えて海が眼前に開ける	階段護岸(石材)	部分的に階段状アクセサス	デッキ広場	プロムナード	プロムナード	プロムナード
	利用	センスの良い階段で下りられる	砂浜	砂浜	砂浜		砂浜	砂浜	砂浜
④利用 (2丁目以外での提案)	その他	背後で防護(自然再生の場)	陸側での湿地再生(自然再生の場)				ラップストーン護岸	トビハゼ護岸 (江戸川放水路)	
		海水の循環							

主な意見

- 木材を使用する場合は、維持管理を十分検討する必要がある。
- 砂浜をつくることについては、飛砂の影響を検討する必要がある。
- 円卓会議からの議論を踏まえたバリエーションとすべきである。
- 県が紹介した事例（大井埠頭中央海浜公園、お台場海浜公園）を参考にバリエーションを検討することは賛成である。
- 東京の海岸事例は、時間をかけて形づくっていると聞いている。



千葉県市川海岸護岸の提案

清野聰子

基本的な方向性：

- ・ 陸の負担を、海で軽減しない。陸域の土地利用の調整を徹底。
- ・ 「バッファーゾーン」緩衝帯の確保。緩衝帶は、干潟に面する自然公園として活用。
- ・ “陸域”に、もっと海岸保全機能を持たせる。
- ・ 緩衝帶は、環境・利用・防護として高度な活用が期待できる（東京都 葛西海岸）。
- ・ 直立堤前面の、若干の砂浜の回復は環境・利用・防護、そしてノリ、アサリの漁業上意味がある。
- ・ 養浜しても、護岸前面の砂の移動を見極める必要がある。（各地の干潟）
- ・ 一方、大規模な砂浜の造成は、環境上の問題もあるが、技術・管理的にも猫実川の河口処理、飛砂の課題が多いと考えられ、背後地に緩衝帯が必要で困難なのでは。（千葉県幕張海岸、東京都お台場）
- ・ 市川海岸の沿岸や、三番瀬の中でも場所により環境条件が違うので、一律化せずに、データと観察をもとに検討。

1) 緩やかなエコトーンの確保

- ・ 前面を切り過ぎない背後の築山（土以外の固い材料も使用）を高くして、緑化も進め、防災に対応（東京都お台場）
- ・ 幅が狭い築山の防潮堤の樹林帯は、公園利用も可能（東京都港区八潮）
 - ・ 千葉県の里山の木の幹を使つた、護岸の石積みの沈下防止工法の検討。
 - ・ 護岸の矢板の上のほうをカット。
 - ・ 河川に面した干潟（河道内干潟）の干潟の工法なので、そのまま適用は困難だが、規模内容の検討の価値あり。遮水施設としては検討可能では？

性の問題があり、堤防維持の安全性が課題だが、事例は増えている。（荒川、東京都大井）

2) 護岸材料の再検討

- ・ 「粗朶」は主要な防護用施設に使えないとしても、補助的な消波施設としては検討可能では？

- 粗朶は、三番瀬での海苔養殖の伝統を伝えるために「粗朶による海苔ひび」を再現。過去を知る漁業者に指導を仰ぎながら、県民で研究。漁業者との合意形成が不可欠だが、事実上の漁場再生としての方針性も考えるべき。

3) 海岸保全区域の幅の見直し

- ・工業用地の転用分を、海岸保全区域として確保。区画整理時の換地、公有地への所有地提供者への税制的対応（企業の固定資産税の免除）、所有権は残したまままでの海岸公園管理業務の委託など。

